2015　年度

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

(1)　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）
指定地球温暖化対策事業者	東京都
特定テナント等事業者	東京青果(株)
特定テナント等事業者	東京荏原青果(株)
特定テナント等事業者	東京神田青果市場(株)
特定テナント等事業者	一般社団法人　大田市場協会

(2)　指定地球温暖化対策事業所の概要

事業所の名称			東京都中央卸売市場大田市場			
事業所の所在地			東京都大田区東海三丁目２番１号			
業種等	事業の業種	分類番号	S98	S_公務...他に分類されるものを除く	地方公務	
		産業分類名	地方公務			
	事業所の種類	主たる用途	物流			
		建物の延べ面積（熱供給事業所にあっては熱供給先面積）		前年度末 292,765.26 ㎡	基準年度 282,238.19 ㎡	
		用途別内訳	事務所	前年度末 42,451.04 ㎡	基準年度 42,451.03 ㎡	
			情報通信	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			放送局	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			商業	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			宿泊	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			教育	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			医療	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			文化	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
			物流	前年度末 223,987.47 ㎡	基準年度 213,061.83 ㎡	
			駐車場	前年度末 26,326.75 ㎡	基準年度 26,725.33 ㎡	
			工場その他上記以外	前年度末 ㎡	基準年度 ㎡	
事業の概要			生鮮食料品（水産物・青果物）を販売するために、卸売市場法（昭和46年法律第35号）に基づき農林水産大臣の許可をうけて都が開設する市場。			
敷地面積			323,832.60 ㎡			

地球温暖化対策計画書

1　指定地球温暖化対策事業者の概要

（1-2）　指定地球温暖化対策事業者及び特定テナント等事業者の氏名

指定地球温暖化対策事業者又は特定テナント等事業者の別	氏名（法人にあっては名称）

(3)　担当部署

計画の担当部署	名　　称		東京都中央卸売市場大田市場市場管理課電気係
	連絡先	電　話　番　号	03-3790-6516
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	03-3790-6541
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	
公表の担当部署	名　　称		東京都中央卸売市場管理部市場政策課
	連絡先	電　話　番　号	03-5320-5743
		ﾌｧｸｼﾐﾘ番号	03-5388-1590
		電子ﾒｰﾙｱﾄﾞﾚｽ	

(4)　地球温暖化対策計画書の公表方法

公表方法	☑ホームページで公表	アドレス：　http：//www.shijou.metro.tokyo.jp
	☑窓　口　で　閲　覧	閲覧場所：　東京都中央卸売市場管理部市場政策課
		所在地：　東京都新宿区西新宿二丁目8番1号
		閲覧可能時間 9：00～17：00
	□冊　　子	冊子名：
		入手方法：
	□そ　の　他	

(5)　指定年度等

指定地球温暖化対策事業所	2009　年度	事業所の使用開始年月日	◉平成18年3月31日以前	
特定地球温暖化対策事業所	2009　年度		○平成18年4月1日以降	年　月　日

2　地球温暖化の対策の推進に関する基本方針

1　事業所での省エネの取組
　東京都は、施設管理者として管理部門及び共用部門の省エネ対策を率先して行い、テナント事業者に対しては、温暖化推進会議等により対策を連携し省エネ対策を実施することを基本方針とする。
2　省エネ対策工事の推進
　設備の更新、建築物の建設計画と合わせて省エネ工事を推進する。具体的には、照明設備の更新時に省エネ器具を採用する。
3　水資源の有効利用
　雨水をトイレ洗浄等に利用するため中水設備を設置し水資源の有効利用を図る。

3　地球温暖化の対策の推進体制

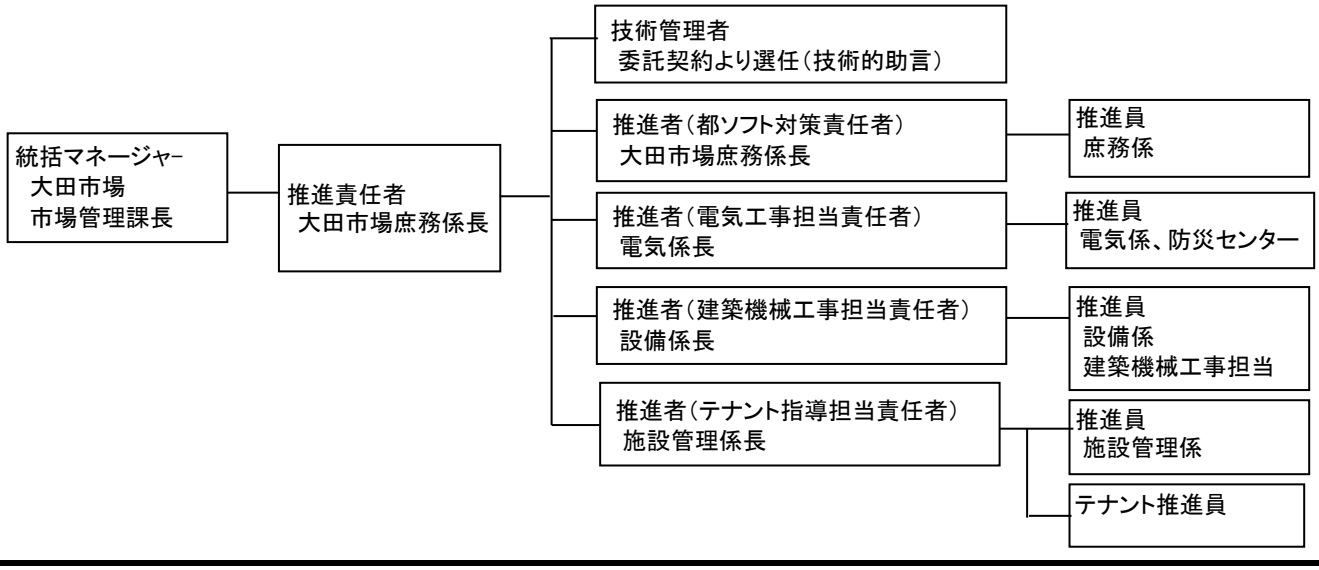

4　温室効果ガス排出量の削減目標（自動車に係るものを除く。）

(1)　現在の削減計画期間の削減目標

計画期間	2015　年度から　2019　年度まで			
削減目標	特定温室効果ガス	平成２７年度からの５ヵ年計画では、省エネに対する取り組みをさらに強化して17%の温室効果ガス削減を目標としている。主な具体的対策としては下記を重点項目として推進する。 ①テナントとの省エネ協力の更なる推進 ②照明設備の省エネ器具への更新 ③特高変電所・高圧変電所の改修による変圧器の高効率化		
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	該当するガスは水道の使用量及び下水への排水に伴うCO2である。 節水啓蒙活動、エネルギー対策会議を通じて節水指導、協力を依頼することで1%以上の削減をめざす。		
削減義務の概要	基準排出量	17,634　t（二酸化炭素換算）/年	削減義務率の区分	Ⅰ－1
	排出上限量 (削減義務期間合計)	73,185　t（二酸化炭素換算）	平均削減義務率	17.0%

(2)　次の削減計画期間以降の削減目標

計画期間	2020　年度から　2024　年度まで	
削減目標	特定温室効果ガス	①テナントとの省エネ協力の更なる推進 ②高圧変電所の改修に伴う変圧器の高効率化 等を重点項目として推進する。
	特定温室効果ガス以外の温室効果ガス	節水削減啓蒙活動を継続することで1%以上の削減をめざす。

5　温室効果ガス排出量（自動車に係るものを除く。）

(1)　温室効果ガス排出量の推移

単位：ｔ（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特定温室効果ガス (エネルギー起源CO_2)		10,925	10,697	10,655	10,834	10,553
その他ガス	非エネルギー起源二酸化炭素（CO_2）					
	メタン（CH_4）					
	一酸化二窒素（N_2O）					
	ﾊｲﾄﾞﾛﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（HFC）					
	ﾊﾟｰﾌﾙｵﾛｶｰﾎﾞﾝ（PFC）					
	六ふっ化いおう（SF_6）					
	上水・下水	49	49	46	43	41
合計		10,974	10,746	10,701	10,877	10,594

(2)　建物の延べ面積当たりの特定温室効果ガス年度排出量の状況

単位：kg（二酸化炭素換算）/㎡・年

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
延べ面積当たり特定温室効果ガス年度排出量	37.3	36.5	36.4	37.0	36.0

6　総量削減義務に係る状況（特定地球温暖化対策事業所に該当する場合のみ記載）

(1)　基準排出量の算定方法

◉過去の実績排出量の平均値	基準年度：（ 2005年度、2006年度、2007年度 ）
○排出標準原単位を用いる方法	
○その他	算定方法：（ ）

(2)　基準排出量の変更

変更年度	2011　年度	変更理由	床面積の増加
変更年度	年度	変更理由	
変更年度	年度	変更理由	

(3)　削減義務率の区分

削減義務率の区分	Ⅰ－1

(4)　削減義務期間

2010　年度から　2014　年度まで

(5)　優良特定地球温暖化対策事業所の認定

	2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度
特に優れた事業所への認定					
極めて優れた事業所への認定					

(6)　年度ごとの状況　　単位：t（二酸化炭素換算）

		2010 年度	2011 年度	2012 年度	2013 年度	2014 年度	削減義務期間合計
決定及び予定の量	基準排出量(A)	11,512	13,997	13,997	13,997	13,997	67,500
	削減義務率(B)	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	8.0%	
	排出上限量(C＝ΣA-D)						62,104
	削減義務量(D＝Σ(A×B))						5,396
実績	特定温室効果ガス排出量(E)	10,925	10,697	10,655	10,834	10,553	53,664
	排出削減量(F＝A－E)	587	3,300	3,342	3,163	3,444	13,836

(7)　特定温室効果ガスの排出量の増減に影響を及ぼす要因の分析

大田市場では過去に市場流通の効率化等で新たな施設を建設したため、電力負荷増加があった。
その要因としては以下のとおりである。
①平成20年12月に北側屋根付捌場が完成(床面積9,120㎡)の完成
②平成21年5月に南側屋根付捌場が完成(床面積18,848㎡)の完成
③ターレット式運搬車及びフォークリフトの電動化の進捗(ターレット198台、フォーク49台)
④平成24年3月に南側屋根付き荷捌場（3,309m2）の完成
現在、大田市場における温室効果ガスの排出量の増減要因は電力使用量にある。
商品を保管する低温倉庫や冷凍庫がある為、外気温度の影響、商品流通量や出し入れによる電力量の変動がある。

7　温室効果ガス排出量の削減等の措置の計画及び実施状況（自動車に係るものを除く。）

対策Ｎｏ	対策の区分		対策の名称	実施時期	備考
	区分番号	区分名称			
		【特定温室効果ガス排出量の削減の計画及び実施の状況】			
1	110100	11_推進体制の整備	定期的な啓蒙活動、省エネ教育実施	H22～	啓蒙推進のほか特定テナント事業者に対し計画作成の協力を求める
2	150100	15_受変電設備の管理	デマンド管理	H22～	デマンド管理の継続
3	150100	15_受変電設備の管理	不要変圧器の切り離し	H22～	20kV変圧器の夏場以外の1台運転
4	150200	15_照明設備の運用管理	照明器具の高効率器具への更新	H23～	照明器具の高効率器具への更新
5	150200	15_照明設備の運用管理	照明の不要場所・不要時間の消灯運動	H22～	照明の不要場所・不要時間の消灯運動継続
6	150300	15_事務用機器等の管理	事務用機器不要時の電源遮断	H22～	継続して事務用機器不要時の電源遮断
7	110400	11_エネルギー使用量の管理	テナントへの見える化推進	H25～	定期的な使用電力量統計資料を各テナントに通知
8	120100	12_燃焼設備の管理	空気比、排ガス管理	H22～	空気比1.6→1.2まで段階的に管理
9	120100	12_燃焼設備の管理	停止時間帯の電源遮断	H22～	
10	120100	12_燃焼設備の管理	予熱運転の見直し	H22～	
11	120100	12_燃焼設備の管理	冷温水ポンプのインバーター化	H22～	
12	130300	13_換気設備の運転管理	換気回数の適正化	H22～	
13	140300	14_冷凍冷蔵設備及びちゅう房設備の管理	扉カーテン設置による冷気流出の低減	H25～	低温倉庫の扉にカーテンを設置し、搬入出時の冷気流出を低減
14	150100	15_受変電設備の管理	高効率変圧器への改修	H28～36	特別高圧変圧器、高圧変圧器の更新
15					
16					
17					
18					
19					
20					
21					
22					
23					
		【その他ガス削減量の削減の計画及び実施の状況】			
51					
52					
53					
		【排出量取引の計画及び実施の状況】			
61					
62					
63					

８　事業者として実施した対策の内容及び対策実施状況に関する自己評価（自動車に係るものを除く。）

大田市場では、従前の計画書制度(平成17年度～21年度)及び現行の計画書制度第一期間（平成22年度から平成26年度）のもとで環境配慮の積極的取り組みを進めてきた。その取り組みは、以下のとおりである。

１．省エネ推進会議による省エネ推進
当市場は、施設管理者(都)とテナントから構成されるが、エネルギーの使用割合はテナントが８割を占めている。そこで都とテナントで省エネ推進会議を立ち上げ省エネを推進してきた。省エネ講習会を開催し、卸売場の不要時間帯の照明消灯、冷暖房温度の適正化等を実施した。また、夏期対策としてエレベーターの一部停止やデマンド管理による空調機器の運転調整などにより更なる省エネに努めた。

２．照明器具の省エネ型への更新
当場は平成元年に開場し、照明器具等の更新時期となっていた。これにあわせ平成17年度より予算を確保し、照明器具を省エネ型に順次更新。平成26年度で東京都管理分の約95%が省エネ型に更新完了。（主に、従来の蛍光灯40W管からHF32W及び水銀灯からメタルハライドランプに更新）

３．グリーン電力の購入
再生可能エネルギー普及に資するため当場では、電力使用量の５%分のグリーン証書を購入している。
19年度グリーン1054千kWh分、20年度1478千kWh、21年度1423千kWh分,22年度1423千kWh分の購入をした。

４．省エネ診断による省エネ対策の推進
都管理施設やテナント管理施設の省エネ診断を行い、省エネ対策提案を実施している。

５．テナントへの見える化推進
四半期毎に３ヵ月分の電力使用量グラフを作成して、前３年分との比較ができる電力使用量状況の資料を各テナントに配布して省エネの啓発活動をしている。